

佐倉市 色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines
for Sakura City



目次と各項目の概要

1 はじめに

(1) 色彩ガイドラインの目的と活用方法 2

2 佐倉市の色彩景観の特性

(1) 佐倉市が目指す色彩景観 3

(2) 佐倉市における色彩景観の特性 4

(3) 景観のエリア・区域区分と色彩景観の現況 5

3 基礎知識と配慮事項

(1) マンセル表色系 6

(2) 色彩基準の対象 7

(3) 色彩の配慮事項 8

4 色彩基準の解説

(1) 市域全体の色彩基準 10

(2) 新町地区景観形成重点区域の色彩基準 11

5 エリア・区域別の色彩ガイドライン

(1) 自然・田園のエリアの色彩 12

(2) 商業地エリアの色彩 14

(3) 住宅地エリアの色彩 16

(4) 工業地エリアの色彩 18

(5) 新町地区景観形成重点区域の色彩 20

6 身近な色彩から考える景観

(1) 戸建低層住宅の色彩 22

(2) 屋外広告物や設備機器等の色彩 23

基本的な考え方を知る

建築物・工作物などの外装色を考えるうえで、市民や事業者、設計者などのみなさんに考慮していただきたい色彩景観の基本的な考え方をまとめています。



色彩基準を理解する

行為の制限について解説します。



望ましい色彩を確かめる

市の景観をエリアや区域で区分し、それぞれの景観にふさわしい色彩の考え方や特徴を伸長する色彩範囲を紹介しています。屋外広告物や小規模な建築物・工作物についても基本的な考え方を示しています。

1 はじめに

(1) 色彩ガイドラインの目的と活用方法

● 色彩ガイドラインの目的

このガイドラインは、「佐倉市景観計画」のうち、色彩に関する基準や考え方を現況調査などに基づいて解説したものです。また景観計画の内容を発展させ、各エリアの特徴を伸長する色彩範囲や、届出対象に満たない小規模な建築物などの色彩の選び方を紹介しています。本書を活用し、佐倉市の景観がより魅力的になるよう建築物などの色彩をご検討ください。

● 色彩ガイドラインの活用方法

建築物などの新築・新設・塗り替えなどを計画された場合は、計画している建築物の規模や立地を確認の上、本書の該当ページをご覧ください。建築物や工作物が立地するエリアごとに、必要な方針、基準、ポイントなどを解説しています。これらの内容を踏まえて色彩計画を検討し、地域に相応しい色彩で佐倉の景観を彩ってください。なお、対象の規模や立地によっては事前協議や届出が必要となります。本書の内容や景観計画などについてご不明な点がございましたら、佐倉市都市計画課までお問い合わせください。

(1) 佐倉市が目指す色彩景観

佐倉市では、歴史・自然・文化が人々の暮らしや営みとともに融合した景観を「佐倉らしい景観」と捉えます。こうした佐倉の特徴を保全し、より充実させていくためにも、まちの印象に大きな影響を与える建築物などの色彩を慎重に検討し、まち並みを整えていく必要があります。

規制の数値だけでなく、色使いの考え方を共有するため、佐倉市が考える色彩景観の方向性を景観計画に基づいてまとめました。

自然 の彩りを活かす

佐倉市の自然は、印旛沼低地と下総台地から構成された地形を骨格として形成されており、水田の広がりとそれを取り囲む斜面緑地、深く刻まれた谷津などが緑豊かなまちを印象づけています。

また、印旛沼はそれ自身が眺望の対象ともなっており、鹿島川、手繰川、高崎川などの流入河川とともに、うるおいを感じさせる要素となっています。これらの自然は市民共有の資産であるともいえます。

建築物などの色彩は、こうした緑豊かでうるおいが感じられる佐倉市の自然を尊重し、それらに違和感なくとけ込むものであることが基本です。



歴史 の蓄積を活かす

佐倉市には、古代から育まれてきた人々の暮らしや営みの痕跡が随所に残り、特に中世以降に形成された城下町や宿場については、歴史的な建造物や町割りが現在も継承され、「歴史のまち佐倉」を印象づける景観資源となっています。

戦後の高度経済成長期を境に各所で開発が進みましたが、古代から近現代へと継承されてきた風格のある景観は佐倉市の資産ともいえます。

建築物などの色彩は、永い時間をかけて継承、熟成されてきた佐倉市の歴史を尊重した、落ち着きを感じられるものであることが基本です。



文化 の香りを活かす

佐倉市には、豊かな自然と長い歴史を背景に育まれた固有の文化があります。広がりのある水田と斜面緑地に身を寄せるように立地する農家は、農業を中心とする文化的景観を形成し、城下町や宿場には古くから伝わる季節行事などが武家や町人それぞれの文化として今も息づいています。

また、新しい市街地では自然と田園、都市が近接する中で育まれた緑豊かなまち並みと自然を愛でるライフスタイルが佐倉市の新しい文化を創り出しています。

建築物の色彩は、市内の各所に感じられる多様な文化の香りを損なわず、品格や節度の感じられるものであることが基本です。



みんな で育む

まちの景観は多様な要素で構成されており、届出や協議の対象となる大規模な建築物だけが方針や基準を守るだけでは、美しい状態を維持、創出することはできません。

景観を構成するすべての要素には色彩があり、これらの関係性を整えて、佐倉市の資源である歴史、自然、文化の存在感を高めていくことが大切です。

住宅の外壁や屋根、塀や庭木、店先の看板やディスプレイなど、身近なところにある色彩を見つめ直し、多くの人の協力・協調により、佐倉市の景観をより美しく味わい深いものに育んでいきましょう。

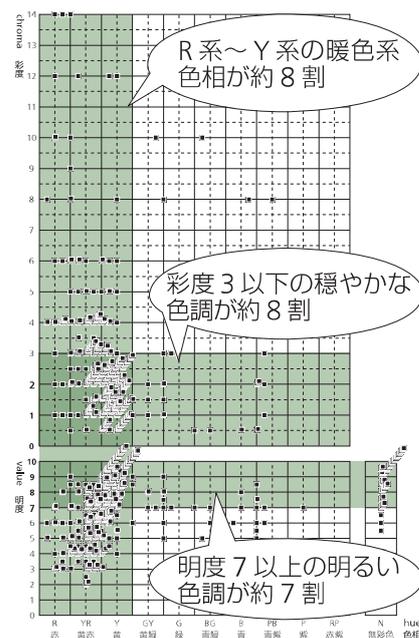
(2) 佐倉市における色彩景観の特性

● 佐倉の風土をつくる穏やかな色彩

ガイドラインの策定にあたり、佐倉市内の建築物などの色彩を調査し、その特徴を整理しました。以下は建築物の外壁に見られる色彩の特徴です。

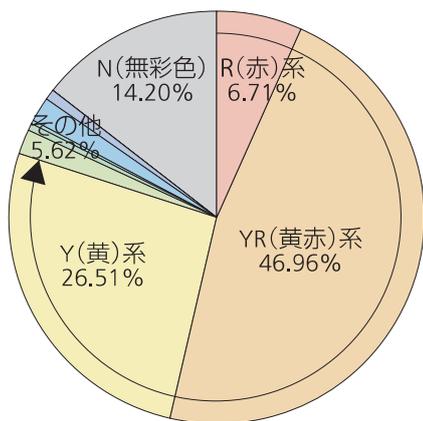
- ・ **色相** 一般に暖色といわれる赤系、黄赤系、黄系の色相が全体の約 8 割を占めており、多くの建築物で暖かみのある色彩が採用されていることがわかります。
- ・ **明度** 明度 7 以上の色彩が全体の約 7 割を占めており、多くの建築物で明るめの色彩が多いことがわかります。
- ・ **彩度** 彩度 3 以下の色彩が全体の約 8 割を占めており、ほとんどの建築物で、植物の緑を引き立てるような穏やかな印象の色彩が選択されていることがわかります。

以上のことから、佐倉市内の多くの建築物は暖色系色相の高明度、低彩度色（暖かみがあり、明るく、落ち着いた色彩）を基本としているといえます。歴史を重ねる中で数多くの建築物に継承されてきた、このような穏やかな色彩が佐倉の風土の一端をつくり出しています。

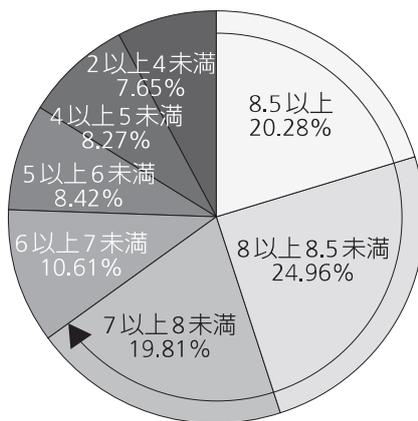


■ 図 色度図でみる外壁色の傾向

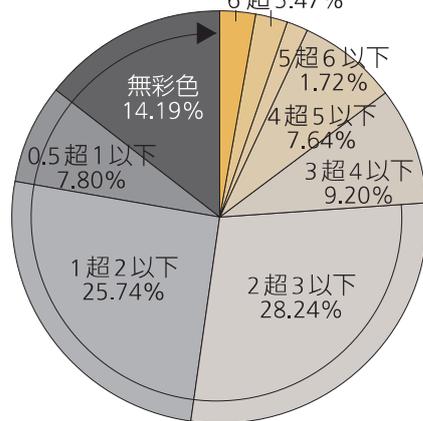
色相 暖かみのある色彩景観



明度 明るい色彩景観



彩度 非常に穏やかな色彩景観



■ 図 佐倉市における色彩調査の結果（建築物の外壁色）

● まちのうるおいに欠かせない植物の緑

まちの景観は建築物などの人工的な要素ばかりでなく、様々なスケールで存在する緑など自然的な要素との調和の上に成り立っています。

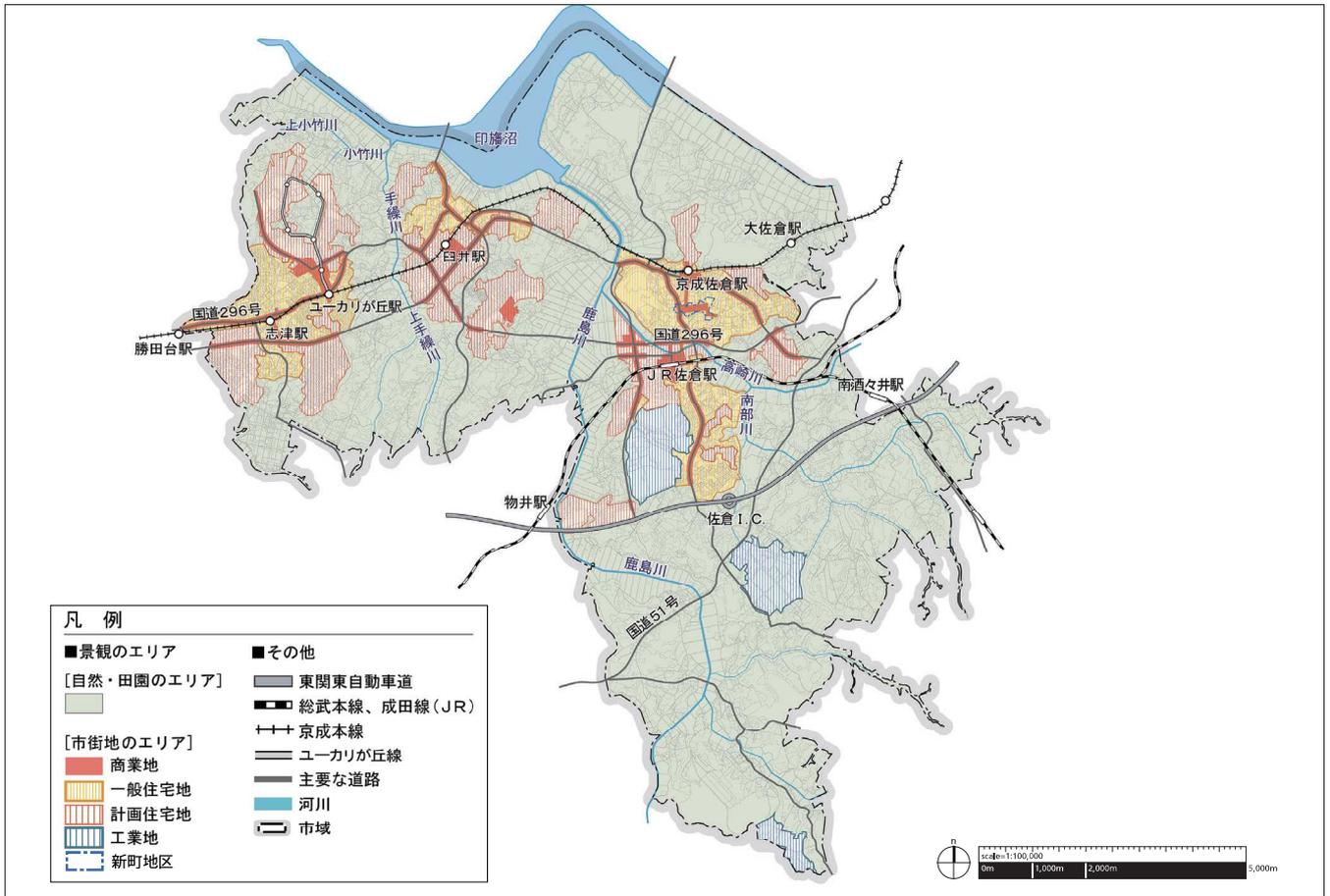
佐倉市では、景観の骨格ともいえる斜面緑地をはじめ、農地、社寺、公園などのまとまった緑が見られます。また、街路樹や庭木、店先の花々など市民の暮らしとともに育まれた身近な緑も豊富です。

こうした緑は、都市生活の中で季節感やうるおい、安らぎを感じさせる大切な資源となっており、建築物の外観とともに尊重すべき色彩要素となっています。



(3) 景観のエリア・区域区分と色彩景観の現況

● 景観のエリア・区域区分図

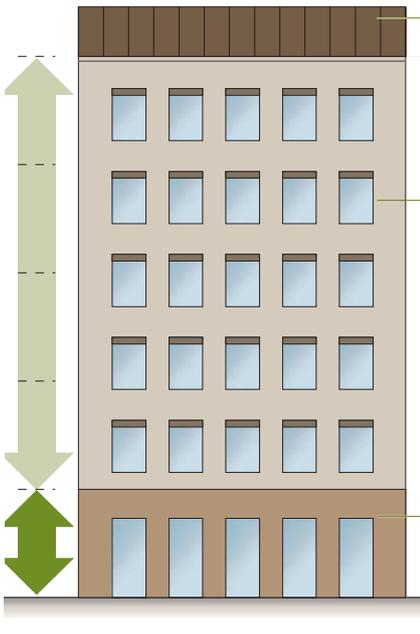


● 色彩景観の現況

景観のエリア・区域区分	色彩景観の現況	色彩基準	色彩ガイドライン
 自然・田園のエリア	<ul style="list-style-type: none"> 多くの戸建住宅ではYR系、Y系の明るく穏やかな色彩が基調です。 石塀や屋根瓦などの自然素材を使用した住宅が多く、本市の特徴である豊かな自然と調和したのどかな色彩景観を形成しています。 		P.12-13
 商業地エリア	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の商業地では明るく暖かな色彩を基調とした店舗などが多くあります。また、ユウカリが丘駅周辺は計画的に整備され、統一感の中にも変化が感じられる色使いが採り入れられています。 幹線道路沿道の商業地にはロードサイド型の店舗などが立地し、これらの中には派手な色調のものも含まれます。 		P.14-15
市街地のエリア  住宅地エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅や共同住宅では暖色系の明るい低彩度色が中心です。 住宅地が形成された背景により、地区毎に様々な個性がみられます。 外壁の豊かな植栽が、落ち着いた色彩景観を創出しています。 一方、高層建築物の建築や、立替え・塗り替え時の鮮やかな色彩の使用により、地区内での多様化が進んでいます。 	P.10	P.16-17
 工業地エリア	<ul style="list-style-type: none"> 明るく落ち着いた色彩が多くみられます。本エリアでは明度7以上の色彩が約8割、彩度2以下の色彩が約9割を占めています。 近年開発されたちばリサーチパークでは、開放的な外構に街路との連続性を感じる豊かな植栽が植えられるなど、従来の工業地のイメージを刷新する安らぎの感じられる景観がみられます。 		P.18-19
新町地区 景観形成 重点区域 	<ul style="list-style-type: none"> YR系～Y系の落ち着いた低彩度色が大半であり、木材や漆喰、レンガといった自然素材を活用しているものが多くみられます。 豊かな植栽が店先や住宅、社寺に設けられ、地区を演出しています。 和洋の歴史的な建築物を中心に、風格のある色彩景観がみられます。 一方、戦後に建てられた建築物の中には現代的な建築物もあります。 	P.11	P.20-21

(2) 色彩基準の対象

● 建築物における色彩基準の捉え方



■ 図 基調色と強調色の考え方

基調色：屋根・外壁（勾配屋根・外壁各面の4/5以上の色彩）

建築物の外観に大きな影響を与えます。色彩基準に適合した色彩を用いましょう。（10～11ページ参照）

・ **屋根** 高台からの見晴らしや、まち並みの連続性、緑との調和を図る上で重要な色彩です。

・ **外壁** 外観の印象やまち並みの連続性に大きな影響を与えます。

※色彩基準の他にエリア・区域らしさを伸長する色彩範囲を定めました。こちらにも参考に、地域に相応しい色彩を選択してください。（12～21ページ参照）

※色彩が与える印象は隣り合う色彩との関係で変化します。上記で示した範囲内の色彩でも、個別の検討が必要です。

強調色：屋根・外壁（外壁及び屋根各面の1/5未満の色彩）

外観の特徴づけや壁面の分節化などに用います。色彩基準の制限は受けませんが、基調色や周辺のまち並みとの調和に配慮してください。

● 色彩基準の適用対象外となるもの

小面積で用いられる色彩

屋根や外壁に強調色を使用する場合は、外壁及び屋根各面の1/5未満について、色彩のルールによらない色彩を使用することができます。

（ただし、新町地区景観形成重点区域では2階以下に、その他の市域全体では高さ10m又は3階以下のいずれか低い方で用いることを基本とします。）

伝統素材や自然素材、意図的な着色を施していない素材本来の色彩のもの

漆喰やいぶし瓦などの伝統的素材、石材や木材などの自然素材は、色彩基準によらないことができます。

また、着色を施していないガラスなどは、色彩基準によらないことができますが、使用する際は周辺景観への影響を十分に考慮してください。

景観資源として地域に定着しているもの

地域に親しまれている景観重要建造物や、文化財、歴史的な神社仏閣などの建築物は、現況の色彩を尊重します。

区域に独自の色彩基準があるもの

景観形成重点区域や地区計画区域など、独自に色彩基準などを定めている地域では、独自基準を優先します。

他法令で色彩が規定されているもの

安全や識別の確保のために、他の法令で指定の色彩が定められている場合は、色彩の基準外の色彩を使用できます。



■ 写真 低層階の強調色（市外）



■ 写真 八幡宮の赤い鳥居（将門町）



■ 写真 航空法に従った鉄塔（栄町）

(3) 色彩の配慮事項

● 目立たせる色と馴染ませる色の秩序

目立たせる色＝「図」となる色

- ・ 花や紅葉は季節の到来を知らせます。また、祭礼や催事などの色はまちを楽しく彩る要素です。交通標識などの色は、人々の安全安心に関わる重要な記号です。
- ・ 鮮やかな色彩には日々の暮らしに必要な意味や機能があります。これらの存在を感じることで生活環境は豊かになります。

馴染ませる色＝「基調」となる色

- ・ 建築物は常に同じ場所で大きな面積を占めます。これらが派手な色彩を用いると、意味や機能をもつ派手な色彩が目立ちません。
- ・ 美しく秩序が感じられる景観を整えていくために、規模の大きな建築物などの色彩は、周囲に馴染ませることを基本とします。

	図となる色	特徴…変化・動的・短期的・小面積・アクセント
高彩度色	自然物の例	人工物の例
	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 季節を彩る花々 ・ 落葉樹の紅葉 ・ 飛び交う蝶や鳥 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通標識 ・ 安全標識 ・ 祭礼・催事の色
	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 谷津の緑 ・ 水田・農地の緑 ・ 沿道の街路樹 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物 ・ 建築物のアクセント ・ 建築物の低層部
低彩度色	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土・岩石 ・ 樹皮 ・ 枯れ草 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の中高層部 ・ 建築物の屋根 ・ 照明灯・柵類
	基調となる色	特徴…不変・静的・長時的・大面積・ベース

■図 景観のなかで図となる高彩度色と基調となる低彩度色の例

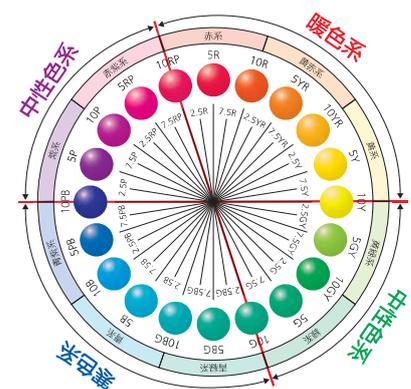
● 色彩の心理的効果の応用とその限界

色彩の心理的効果

- ・ 色彩には寒暖、明暗、軽重などの心理的効果があるといわれており、こうした効果を適切に応用すると、周囲の景観や建築物の特性に見合った外観イメージを創出することができます。
- ・ 一方、色彩の心理的効果に偏重しすぎると、建築物の特徴が強くなりすぎることもあります。青色にはさわやかなイメージがありますが、派手な青色を大面積で用いた建築物がさわやかに感じられるとは限らず、むしろ周囲に圧迫感を与えるような存在として受け止められることもあります。
- ・ また、水辺だから青、桜の名所だからピンクといった短絡的な考えではなく、景観資源となる水や桜の色を引き立てるような色彩を考え、場所の雰囲気を整えていくことが大切です。

企業や商品イメージの伝え方

- ・ イメージカラーは、企業や商品の特徴を端的な色彩で表したのですが、主に印刷物や映像などの広報的手段で用いることを前提に計画された色彩です。
- ・ 見る人に強烈な印象を与え、企業や商品を記憶させる目的で計画されたイメージカラーが景観の中に乱立すると、個々のイメージがぶつかり合い、景観はまとまりのないものになってしまいます。
- ・ イメージカラーは、ポイントとなる場所で小さく用いたり、周囲の雰囲気に合わせて彩度を下げたりするなどの配慮が必要であり、そうした姿勢が企業や商品のイメージを高めることにもつながります。



■図 色相（マンセル色相環）



■写真 企業色が目立つ外壁（市外）

● エリアの特性を生かしたメリハリのある景観

土地利用に応じた色のメリハリ

・市内の建築物には共通する特徴があります。一方、こうしたまとまりの中にも、土地利用や建物用途に応じた色のメリハリがつけられています。
商業地エリア：明るく穏やかな色が主体ですが、鮮やかな色も散見されます。

住宅地エリア：暖かく落ち着いた色彩が安らいだ雰囲気を創出しています。

工業地エリア：明るく色味を抑えた色彩が先進的な景観を創出しています。

エリアの特性を生かした奥行きのある色彩景観形成

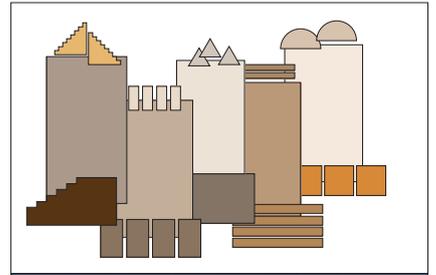
- ・まちの景観は地味な色彩で統一すれば良くなるわけではありません。
- ・それぞれの場所がもつ意味を考え、それにふさわしい色を使い分けることが、豊かで奥行きを感じられる景観を育むことにつながります。
- ・景観計画では、佐倉市の景観に馴染みにくい極端に鮮やかな色彩を避けて頂くために色彩基準を設けていますが、このガイドラインではそれを補完し、場所ごとの魅力を高める視点でエリア・区域らしさを伸長する色彩範囲などを示しています。色彩範囲や具体例を参考に、みなさんと佐倉市の景観の魅力を高めていきましょう。

● スケール感を低減する色彩の工夫

- ・大規模な共同住宅などを計画する際には、規模や高さに加え、色彩の面でも周囲のまち並みとの調和を考慮することが必要です。
- ・色彩には、面積効果と呼ばれる心理作用があり、特に派手な色や暗い色などは、大きな面積になればなるほど、その特徴が強くなり感じられます。
- ・規模の大きい建築物では、こうした強い特徴を持った色彩を用いることを避けるとともに、周囲のまち並みにあわせて色彩を小さな単位に分節し、周辺のまち並みに馴染むスケール感とすることも大切です。
- ・また、色彩を計画する際に、小さな色見本だけで検討せず、大型のサンプルや景観シミュレーションなどで景観への影響を確認することも大切です。

● 長期的に魅力を維持する色彩の選定

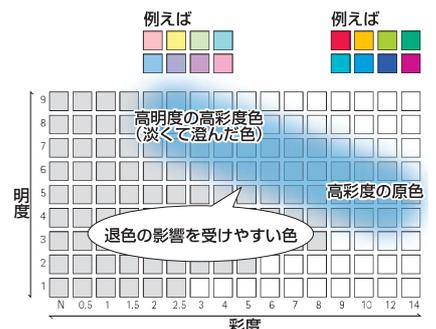
- ・汚れた建築物は見る人に不快感や不安感を与えます。建築物の外観は、身の回りの服飾雑貨と比べて規模が大きくライフサイクルが長いものです。このため、維持管理をふまえた色彩を選択することや、必要に応じてメンテナンスを行うことが重要になります。
- ・塗料では、高彩度色やパステルカラーが退色の影響を受けやすいといわれています。こうした色彩を大きな面積や塗り替えにくい高層部に用いることは避けるべきです。
- ・メンテナンスにあわせて色彩計画を見直すことも考えられます。建物単体だけでなく周辺との関係を考慮して色を再整理するとまち並み全体の雰囲気が向上します。
- ・一方、計画的な住宅地など、既に色彩にまとまりがある場所では、極端に色彩を変えず、既存の雰囲気を踏襲していく配慮も必要になります。



■写真 暖色系で統一した住居(宮ノ台)



■写真 圧迫感を軽減した外壁(西志津)



■図 色彩の明度・彩度と退色の影響

4 色彩基準の解説

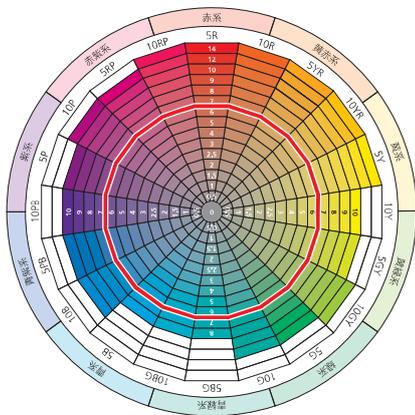
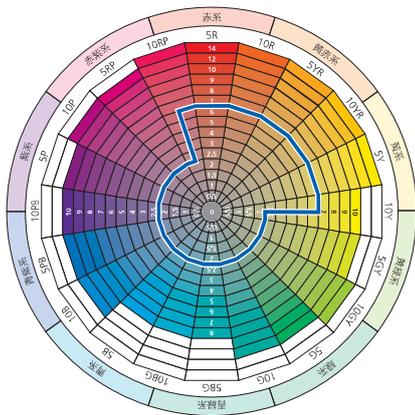
対象物 及び 届出対象行為と規模

建築物

- ・ 高さ 10m 超、または延べ面積 500㎡超
- ・ 共同住宅の戸数 10 戸以上
- ・ 上記で外観面積の 1/2 を超える外観の変更（外観面積は、外壁の各面）

工作物

- ・ 建築基準法に基づく建築確認が必要な工作物（高さ 2m 超の擁壁、高さ 6m 超の煙突、高さ 4m 超の広告塔・広告板・装飾塔の類、高さ 8m 超の高架水槽・サイロ・物見塔の類、高さ 15m 超の鉄筋コンクリート造の柱・鉄柱・木柱の類など）
- ・ 上記で外観面積の 1/2 を超える外観の変更（外観面積は外壁の各面）
- ・ 高架道路・橋梁（重要景観拠点はすべて、その他の区域は延長 20m 以上又は幅員 10m 以上のもの）
- ・ 太陽光発電設備で太陽電池モジュールの合計面積 1,000㎡超（建築物に設置する場合、建築設備として扱う）



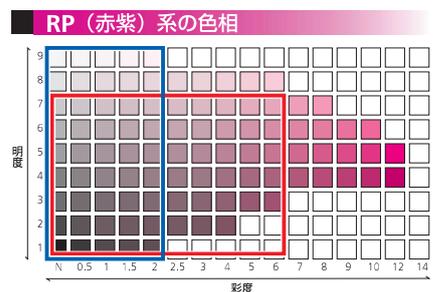
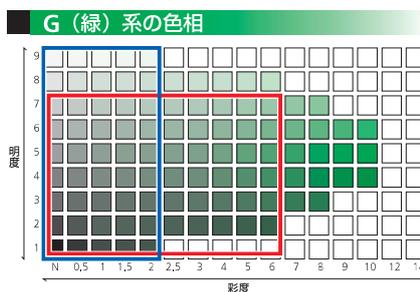
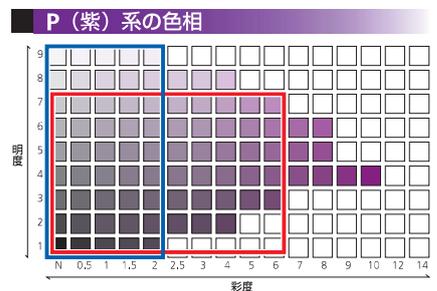
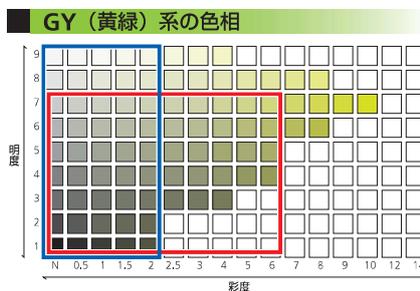
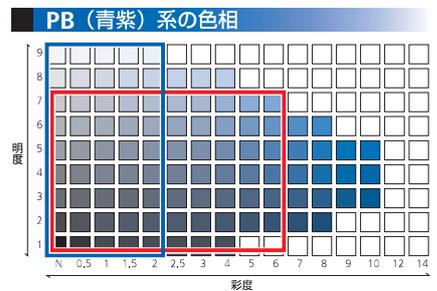
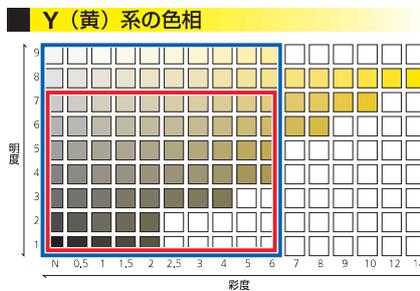
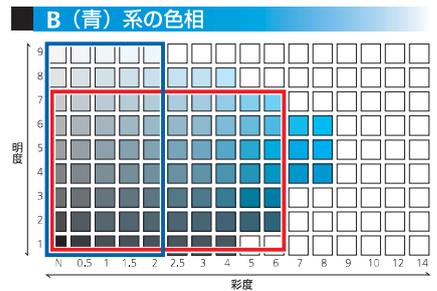
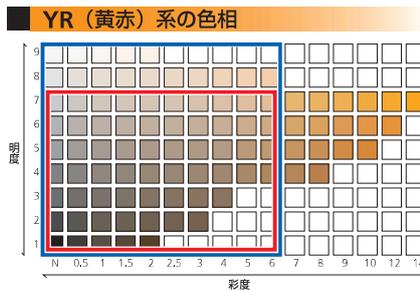
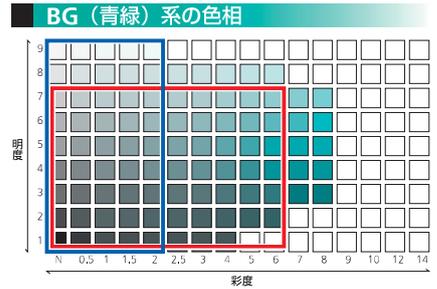
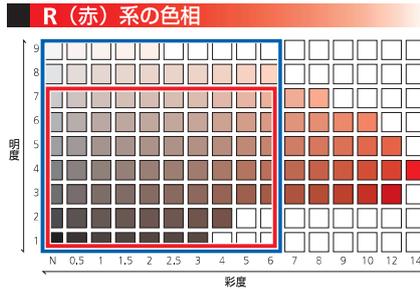
凡例

- 建築物の外壁の基調色
工作物の外装の基調色
- 建築物の屋根の基調色

(1) 市域全体の色彩基準

適用部位※	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	—	6 以下
	上記以外	—	2 以下
建築物の屋根の基調色	全色相	7 以下	6 以下

※外壁（外装）及び屋根各面の 1/5 未満の面積については上記以外の色彩を用いることができます。ただし、高さ 10m 又は 3 階以下のいずれか低い方で用いることを基本とします。（7 ページ参照）



(2) 新町地区景観形成重点区域の色彩基準

対象物 及び 届出対象行為と規模

建築物

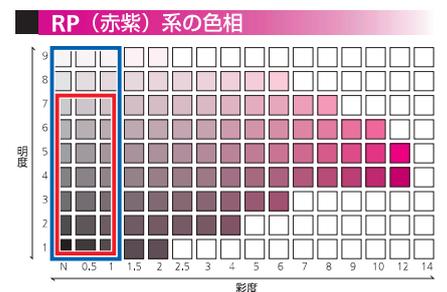
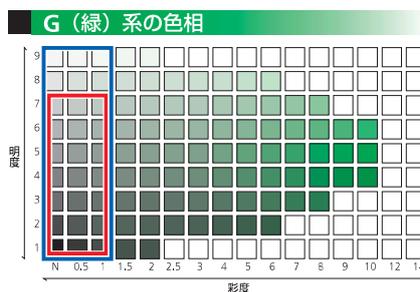
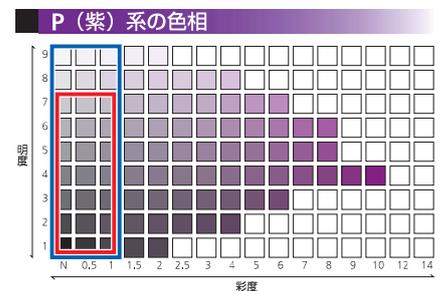
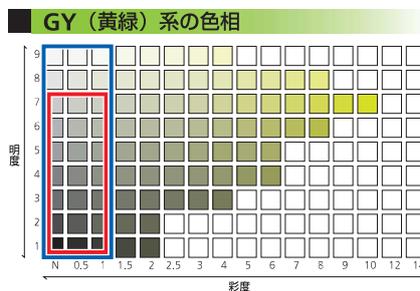
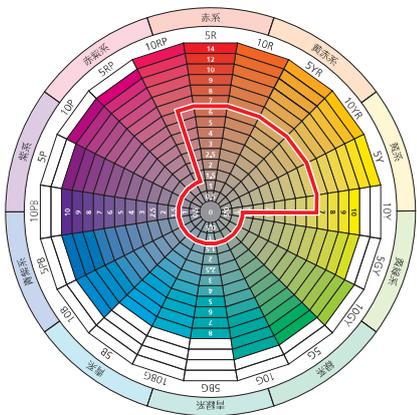
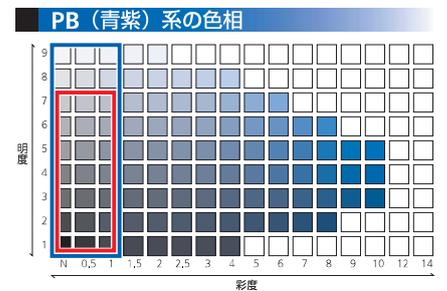
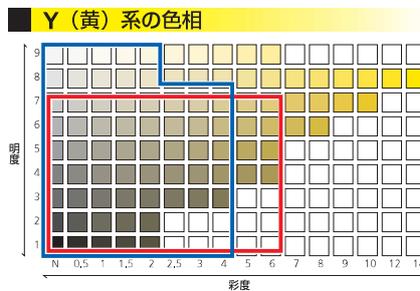
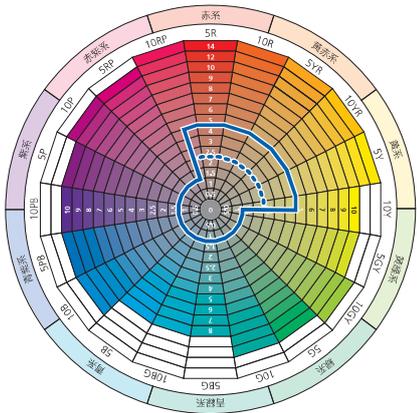
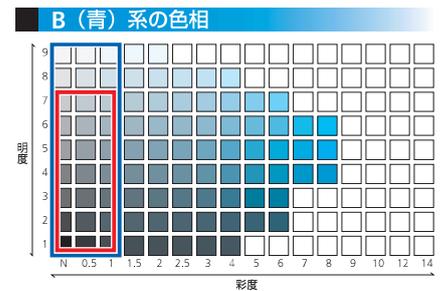
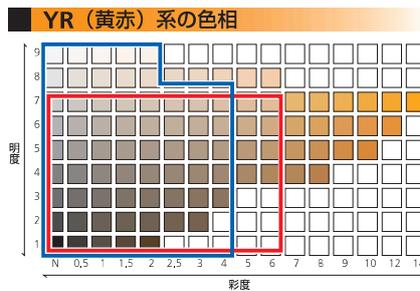
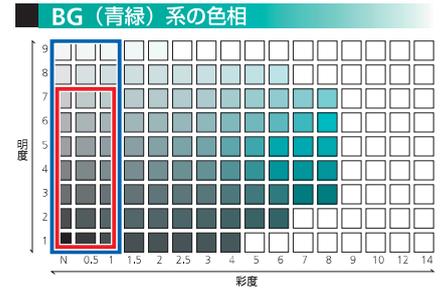
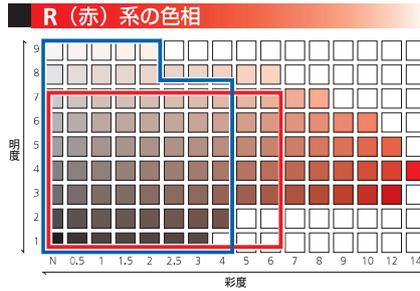
- ・延べ床面積 10㎡超
- ・上記で外観面積の 1/2 を超える外観の変更（外観面積は、外壁の各面）

工作物

- ・自動販売機又はこれに類する工作物
- ・太陽光発電設備
- ・高さ 1.0m 超の垣、柵、塀、擁壁その他これに類するもの
- ・高さ 2.0m 超の次の工作物
- ・煙突その他これに類するもの、RC 柱・鉄柱その他これに類するもの、広告塔・広告板・装飾塔・その他これに類するもの、製造施設・貯蔵施設・遊戯施設・自動車庫その他これに類するもの、彫像・記念碑その他これに類するもの

適用部位※	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	8 以上	2 以下
	上記以外	8 未満	4 以下
建築物の屋根の基調色	R系～Y系	—	1 以下
	上記以外	7 以下	6 以下 1 以下

※外壁（外装）及び屋根各面の 1/5 未満の面積については上記以外の色彩を用いることができます。ただし、低層部（2 階以下）で用いることを基本とします。（7 ページ参照）



凡例

	建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色
	建築物の屋根の基調色

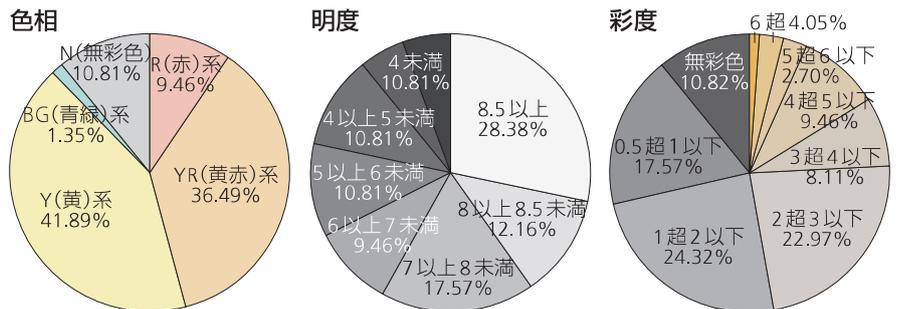
5 エリア・区域別の色彩ガイドライン



(1) 自然・田園のエリアの色彩

● 緑が映える落ち着いた色彩景観の形成

- ・ **エリア共通** 本エリアは、斜面緑地や谷津など豊かな緑に囲まれた地域です。建築物の色彩は、自然に馴染み、自然の色合いが生き生きと感じられるような落ち着いた色調が基本です。
- ・ **台地周辺** 建築物の背景となる緑の台地から突出しないよう、明るさを抑え自然な印象の暖色系色相を用いることが基本です。
- ・ **水辺周辺** 水辺の開放感を妨げないよう、極端に暗い色や派手な色は避け、落ち着いた低彩度色とすることが基本です。



■図 自然・田園のエリアにおける色彩調査の結果（建築物の外壁色）

● 色彩基準に適合した色彩例（上段の記号はマンセル値を、下段〔〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表します。）

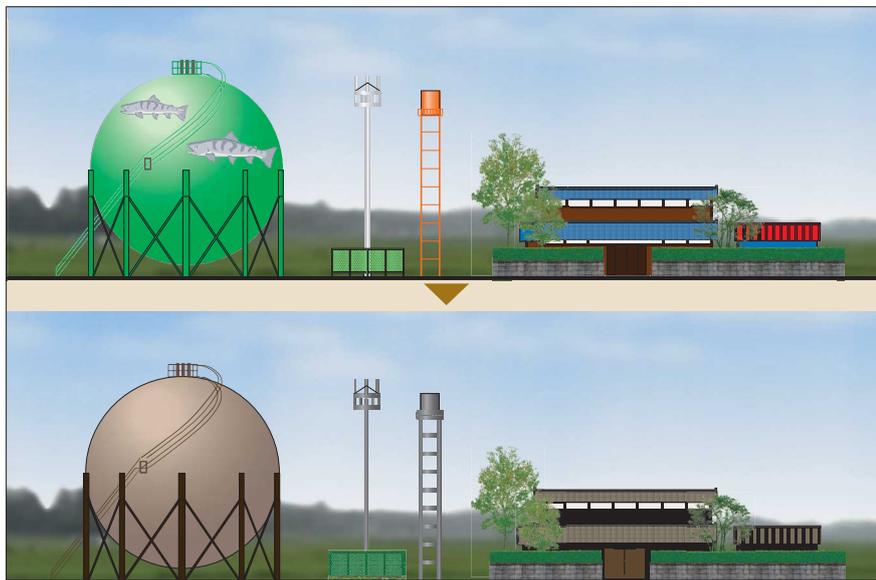
建築物の外壁の基調色

5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.0/1.5 [22-70C]	5.0Y7.0/1.0 [25-70B]
5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y6.0/1.5 [22-60C]	5.0Y6.0/1.0 [25-60B]
5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	5.0Y4.0/2.0 [25-40D]

建築物の屋根の基調色

5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	2.5YR5.0/3.0 [22-50F]
5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	7.5YR4.0/3.0 [17-40F]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]
5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	N4.0 [N-40]
10R2.0/1.0 [09-20B]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	N3.0 [N-30]

● イラストによる色彩改善の例



色彩充実のポイント

- ・ 建築物などの色彩は緑を引き立たせる低彩度色としています。
- ・ 周囲の緑から突出して見えないよう、建築物などの色彩と周囲の緑の明度対比を抑えています。
- ・ 建築物などの外装材には、可能な範囲で自然素材を用いています。
- ・ 複数の工作物などは色彩を統一しています。
- ・ 積極的な植栽により、周囲の緑との連続性を創出しています。

● 色彩基準・エリアらしさを伸長する色彩範囲

エリアの景観の骨格である自然の美しさが際立つように、建築物は自然に馴染む色彩を基本としています。自然素材やそれに近い色調を用いたり、色彩の単位を小さく分節し、より馴染みやすくすることも大切です。

景観計画の色彩基準※1

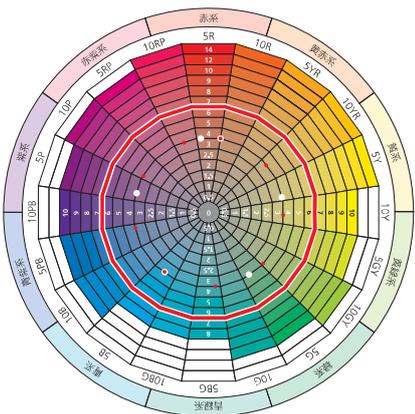
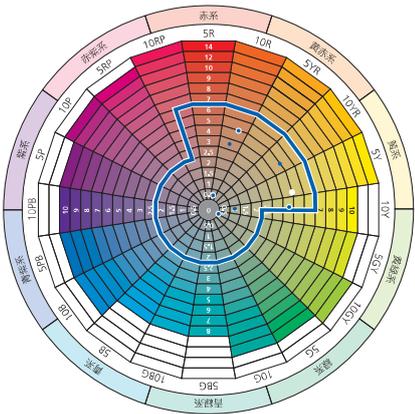
適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	—	6以下
	上記以外	—	2以下
建築物の屋根の基調色	全色相	7以下	6以下

エリアらしさを伸長する色彩範囲※2

色相	明度	彩度
YR系～Y系	8以下	4以下
全色相	7以下	3以下

※1 適用部位各面の1/5未満の面積には基準以外の色彩も使用できます。ただし、高さ10m又は3階以下のいずれか低い方で用いることを基本とします。

※2 色彩が与える印象は隣り合う色彩との関係で変化します。範囲内の色彩でも、個別の検討が必要です。



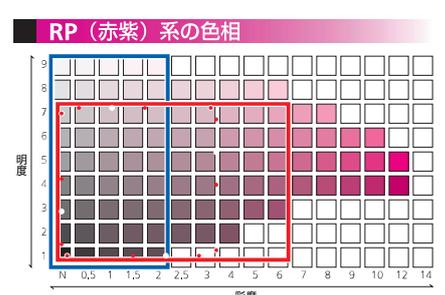
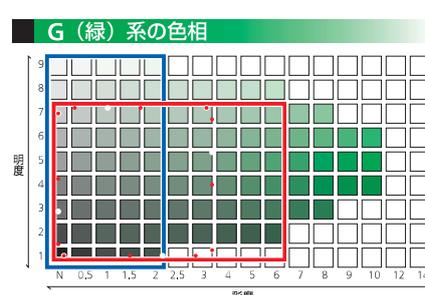
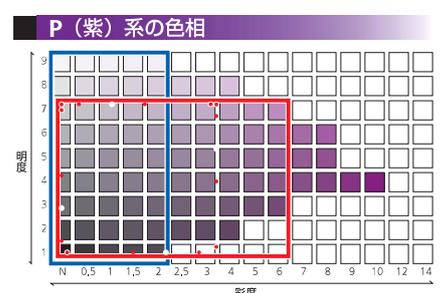
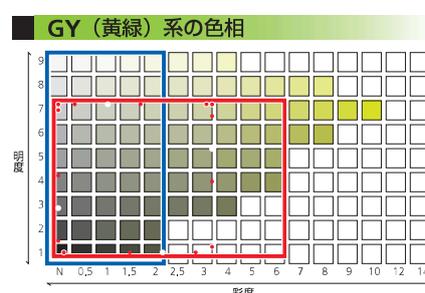
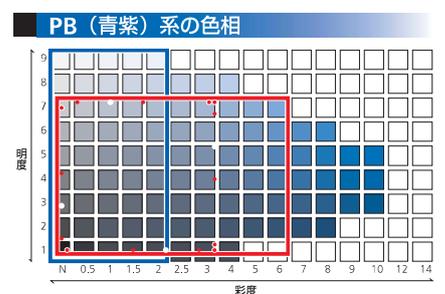
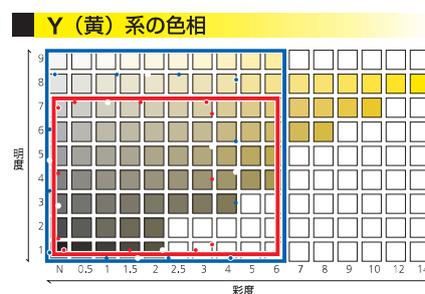
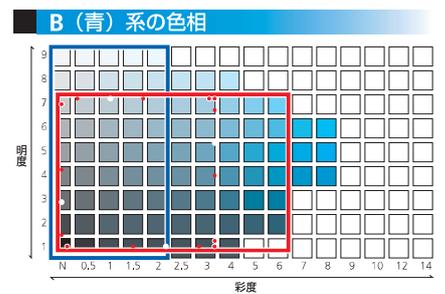
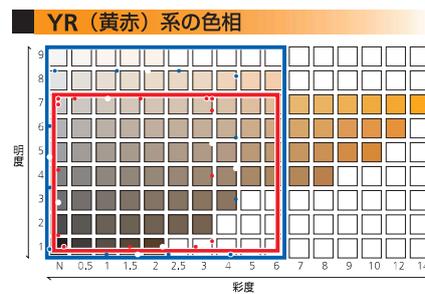
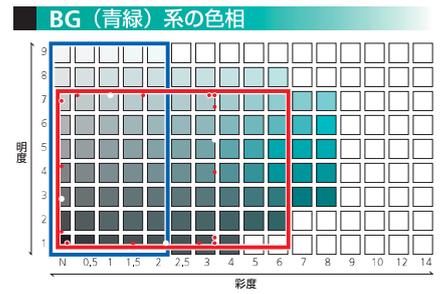
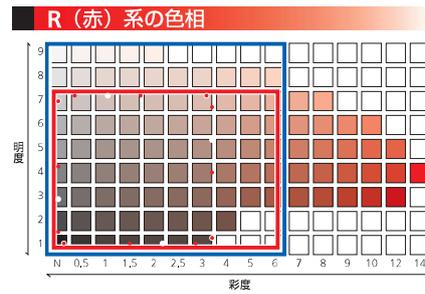
凡例

建築物の外壁・工作物の外装の基調色

- 景観計画の色彩基準
- エリアらしさを伸長する色彩範囲

建築物の屋根の基調色

- 景観計画の色彩基準
- エリアらしさを伸長する色彩範囲

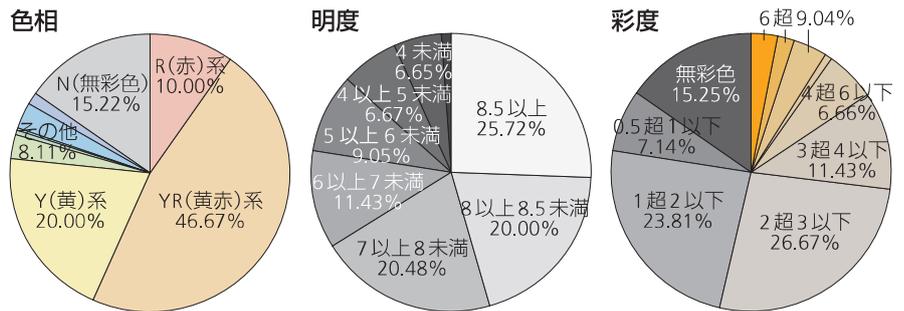




(2) 商業地エリアの色彩

● にぎわいの中にも秩序を感じる色彩景観の形成

- ・ **エリア共通** 本エリアは、駅周辺や幹線道路沿道の地域です。建築物の色彩は、商業地としてのにぎわいを演出すると同時に、後背の住宅地や自然との調和を加味した秩序が求められます。
- ・ **駅前周辺** にぎわいと秩序のバランスを図るため、華やかな色彩は低層階で用います。また、歴史的な資源の玄関口となる京成佐倉駅前や JR 佐倉駅前では、周辺との関係を考慮して過度な派手さを抑えることも大切です。
- ・ **沿道** 一連の沿道景観を形成するために、周囲の建築物などとの色彩の連続性を大切にします。また、成田街道沿道では歴史的な資源に配慮します。



■ 図 商業地エリアにおける色彩調査の結果 (建築物の外壁色)

● 色彩基準に適合した色彩例 (上段の記号はマンセル値を、下段 [] 内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表します。)

建築物の外壁の基調色

5.0YR9.0/0.5 [15-90A]	7.5YR9.0/2.0 [17-90D]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR9.0/1.0 [19-90B]	2.5Y9.0/2.0 [22-90D]	N9.0 [N-90]
2.5YR7.0/2.0 [12-70D]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	N8.0 [N-80]
10R5.0/3.0 [09-50F]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y6.0/1.5 [25-70C]	5.0GY8.0/1.0 [35-80B]
5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	5.0Y5.0/1.0 [25-50B]	5.0B7.0/1.0 [65-70B]

建築物の屋根の基調色

5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	2.5YR5.0/3.0 [22-50F]
5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	7.5YR4.0/3.0 [17-40F]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]
5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	N4.0 [N-40]
10R2.0/1.0 [09-20B]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	N3.0 [N-30]

● イラストによる色彩改善の例



色彩充実のポイント

- ・ 建築物の基調色は、個店の主張だけでなく、周辺とのバランスを意識して選定し、まち並みから突出しないように留意しています。
- ・ にぎわいを生むアクセント色や広告物などの要素は、小さな面積で用いるとともに、歩く人の目につきやすい低層階に集約しています。
- ・ 都市化されたまち並みの中で、季節感のある華やかな景観をつくるため、外構には花や実のつく植物を用いています。

● 色彩基準・エリアらしさを伸長する色彩範囲

商業地の特性を生かした景観を形成するために、にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基本としています。現況の景観で多く用いられている暖色系色相の中低彩度色を基調に、低層部を中心に配置した小気味よいアクセントなどでまちの個性を創出します。

景観計画の色彩基準※1

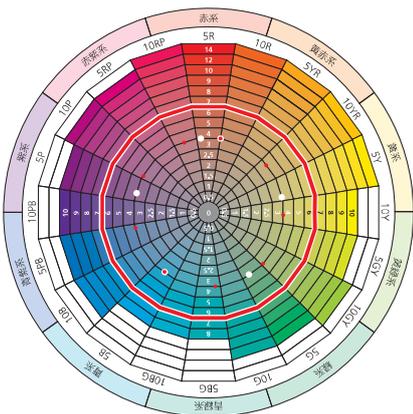
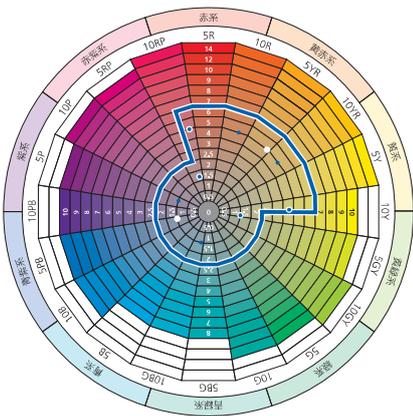
適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	—	6以下
	上記以外	—	2以下
建築物の屋根の基調色	全色相	7以下	6以下

エリアらしさを伸長する色彩範囲※2

適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	—	4以下
	上記以外	—	1以下
建築物の屋根の基調色	全色相	7以下	3以下

※1 適用部位各面の1/5未満の面積には基準以外の色彩も使用できます。ただし、高さ10m又は3階以下のいずれか低い方で用いることを基本とします。

※2 色彩が与える印象は隣り合う色彩との関係で変化します。範囲内の色彩でも、個別の検討が必要です。



凡例

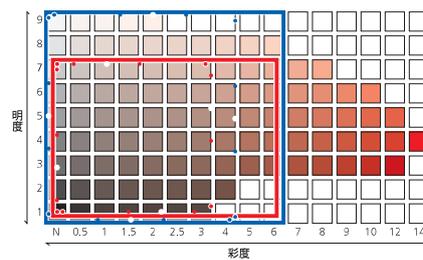
建築物の外壁・工作物の外装の基調色

- 景観計画の色彩基準
- エリアらしさを伸長する色彩範囲

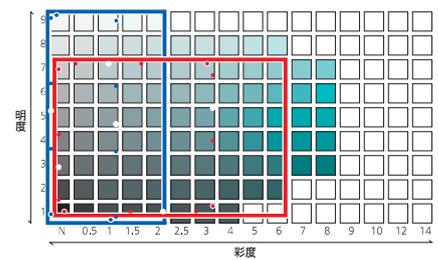
建築物の屋根の基調色

- 景観計画の色彩基準
- エリアらしさを伸長する色彩範囲

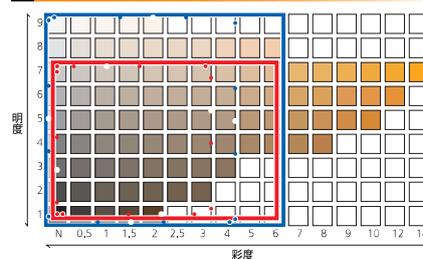
R (赤) 系の色相



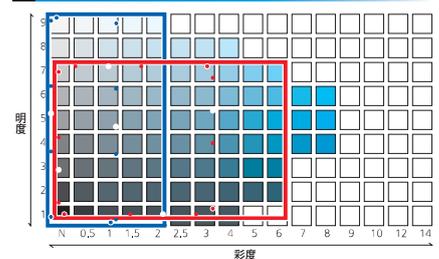
BG (青緑) 系の色相



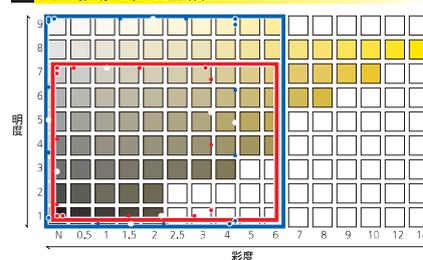
YR (黄赤) 系の色相



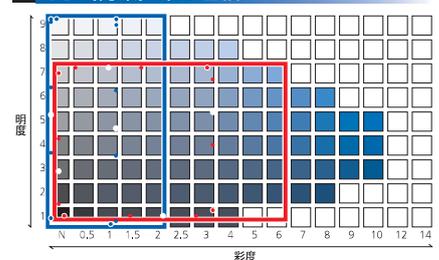
B (青) 系の色相



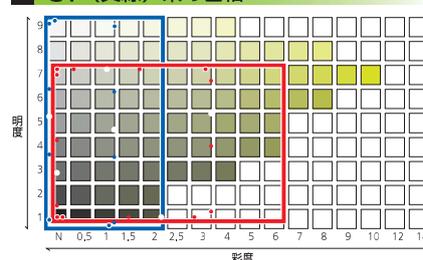
Y (黄) 系の色相



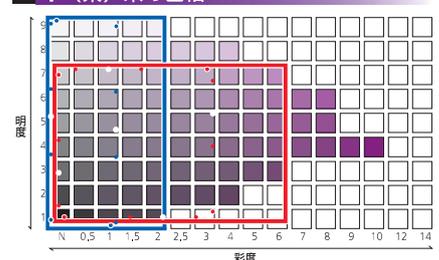
PB (青紫) 系の色相



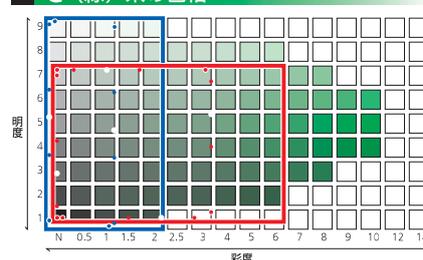
GY (黄緑) 系の色相



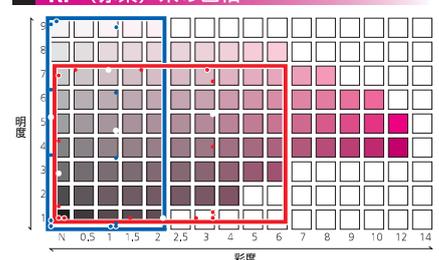
P (紫) 系の色相



G (緑) 系の色相



RP (赤紫) 系の色相

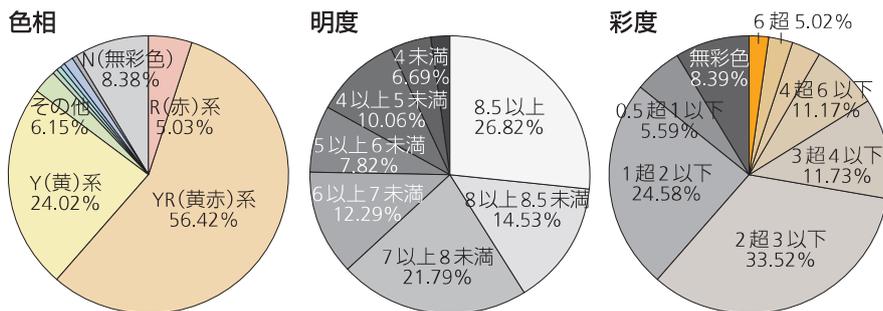




(3) 住宅地エリアの色彩

● 落ち着きと安らぎを感じる色彩景観の形成

- ・ **エリア共通** 戸建住宅地では永い時間を過ごす生活の基盤として、暖かく落ち着いた雰囲気を受け継ぐため、暖色系色相の低彩度色を基本とします。マンションなどは落ち着いた色彩を基本とすることはもとより、配色を工夫することで周辺への圧迫感を和らげるよう配慮します。
- ・ **一般住宅地** 住宅地としてのまとまりが形成されるよう、周辺から突出する派手な色彩を、外壁や屋根などの主要部位に用いることは避けます。
- ・ **計画住宅地** 開発当初の景観を維持し魅力を高めるため、周辺にあわせて計画的に選択された色彩や素材などの特徴を維持します。



■図 住宅地エリアにおける色彩調査の結果 (建築物の外壁色)

● 色彩基準に適合した色彩例 (上段の記号はマンセル値を、下段 [] 内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表します。)

建築物の外壁の基調色

5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	5.0YR8.5/1.0 [15-85B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	2.5Y8.5/0.5 [22-85A]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]
10R8.0/2.0 [09-80D]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/1.0 [17-80B]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.0/1.5 [25-85C]
5.0YR7.0/1.0 [15-70B]	5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/1.5 [22-70C]	5.0Y7.0/1.0 [25-70B]
10R6.0/1.0 [09-60B]	5.0YR6.0/3.0 [17-60F]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]

建築物の屋根の基調色

5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]
5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	7.5YR4.0/3.0 [17-40F]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]
5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	N4.0 [N-40]
10R2.0/1.0 [09-20B]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	N3.0 [N-30]

● イラストによる色彩改善の例



色彩充実のポイント

- ・ 建築物の色彩は、現在のまち並みの基調となっている YR 系、Y 系の低彩度色でまとめ、安らぎの感じられるまち並みにしています。
- ・ 大規模な建築物は、周辺に威圧感を与えないよう落ち着いた色彩を用い、長大な壁面が威圧感を与えないよう分節化しています。
- ・ 外構には積極的に緑化を行い、建築物と道路、相互の建築物の間におけるおいを感じさせる色彩要素を配置しています。

● 色彩基準・エリアらしさを伸長する色彩範囲

本エリアの特性である、暖かく落ち着いた雰囲気感を伸長するため、暖色系色相の低彩度色を基本としています。建築物だけでなく、外構の色彩、素材感などにも配慮し、植物の彩りを積極的に採り入れることも大切です。住宅地では無彩色のみの配色が無機的な印象を与えることもあります。暖色の色味を加えたり、素材感を工夫するなどの配慮で周囲との調和を図ることも必要です。

景観計画の色彩基準※1

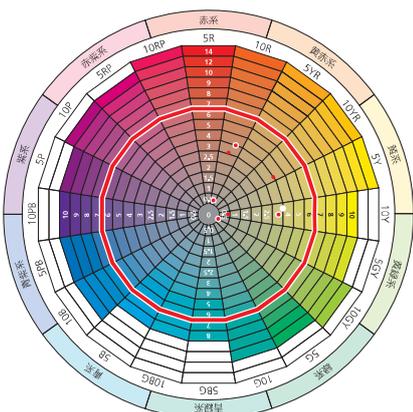
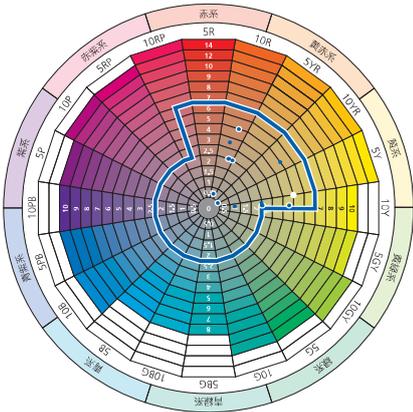
適用部位 ※ 1	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	—	6 以下
	上記以外	—	2 以下
建築物の屋根の基調色	全色相	7 以下	6 以下

エリアらしさを伸長する色彩範囲※2

色相	明度	彩度
YR系～ Y系	8 以上	0.5以上 2 以下
	8 未満	0.5以上 4 以下
	7 以下	3 以下

※ 1 適用部位各面の 1/5 未満の面積には基準以外の色彩も使用できます。ただし、高さ 10m 又は 3 階以下のいずれか低い方で用いることを基本とします。

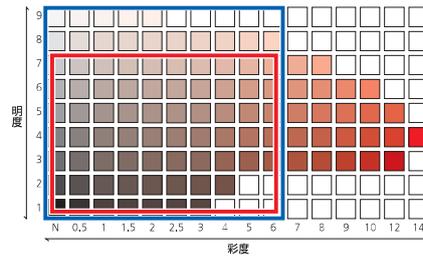
※ 2 色彩が与える印象は隣り合う色彩との関係で変化します。範囲内の色彩でも、個別の検討が必要です。



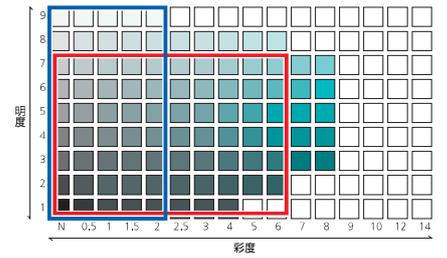
凡例

建築物の外壁・工作物の外装の基調色	景観計画の色彩基準
建築物の屋根の基調色	景観計画の色彩基準
エリアらしさを伸長する色彩範囲	エリアらしさを伸長する色彩範囲

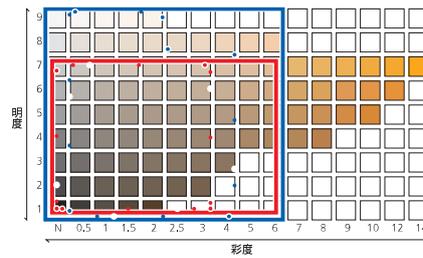
R (赤) 系の色相



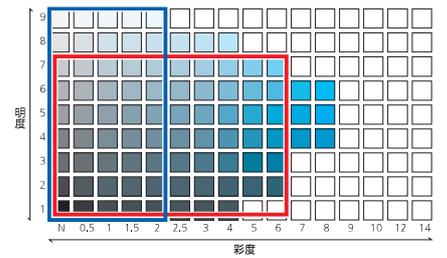
BG (青緑) 系の色相



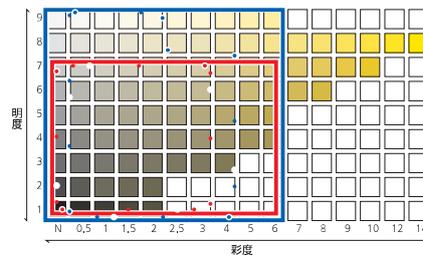
YR (黄赤) 系の色相



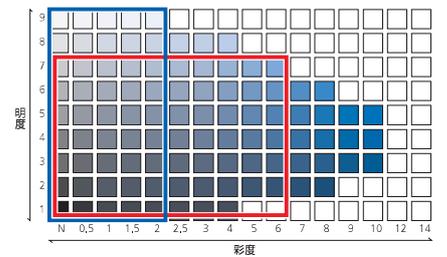
B (青) 系の色相



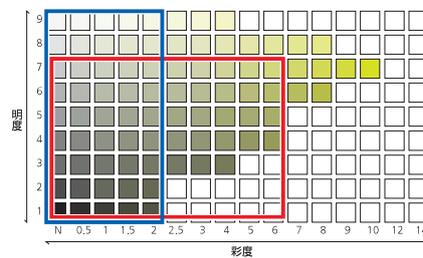
Y (黄) 系の色相



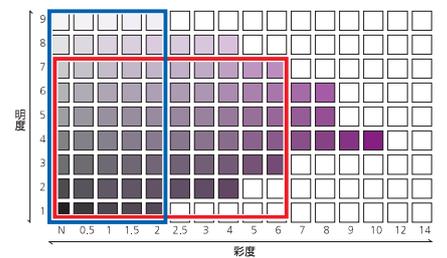
PB (青紫) 系の色相



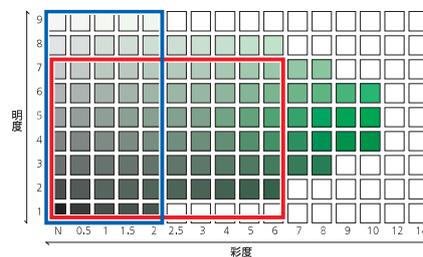
GY (黄緑) 系の色相



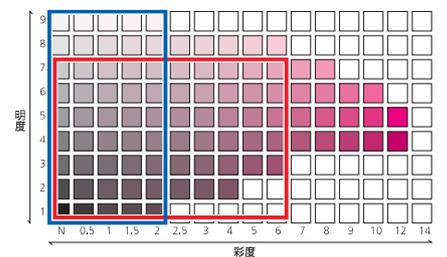
P (紫) 系の色相



G (緑) 系の色相



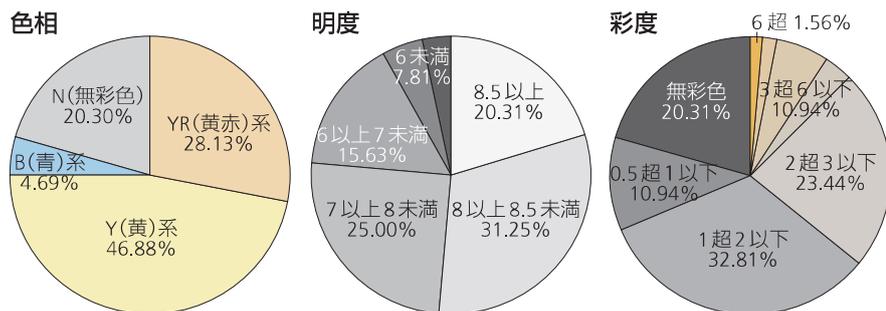
RP (赤紫) 系の色相



(4) 工業地エリアの色彩

● 清潔感や先進性が感じられる色彩景観の形成

- ・ **エリア共通** 清潔で先進的な産業景観を形成するため、明るめの低彩度色を基本とし、工業団地などでは団地全体のまとまりを考慮して、アクセントカラーなどの用い方にも配慮します。
- ・ **計画的に開発された地域** 整然とした産業景観を形成するために、グレー系などの低彩度色を基本とし、外観の分節化にも配慮します。また、沿道緑化などの充実により、緑豊かな工業地の印象を継承します。
- ・ **熊野堂工業団地・準工業地域** 周辺から突出する派手な色彩は避けけるとともに、近接する住宅地に圧迫感を与えないよう、分節化も検討します。



■図 工業地エリアにおける色彩調査の結果（建築物の外壁色）



● 色彩基準に適合した色彩例（上段の記号はマンセル値を、下段〔〕内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表します。）

建築物の外壁の基調色

5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	5.0Y8.5/1.0 [25-85B]	5.0BG8.0/1.0 [55-80B]	N8.5 [N-85]
10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]	5.0B8.0/0.5 [65-80A]	N8.0 [N-80]
10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	5.0Y7.0/1.0 [25-70B]	5.0B7.0/1.0 [65-70B]	N7.0 [N-70]
10YR6.0/1.0 [19-60B]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	2.5Y6.0/1.5 [22-60C]	5.0Y6.0/1.0 [25-60B]	5.0PB6.0/1.0 [75-60B]	N6.5 [N-65]

建築物の屋根の基調色

5.0YR5.0/1.0 [15-50B]	2.5Y5.0/1.0 [22-50B]	5.0PB6.0/1.0 [75-60B]
5.0YR4.0/1.0 [15-40B]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	N5.0 [N-50]
10YR4.0/2.0 [19-40D]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	N4.0 [N-40]
5.0YR3.0/2.0 [15-30D]	5.0Y4.0/2.0 [25-40D]	N3.0 [N-30]

● イラストによる色彩改善の例



色彩充実のポイント

- ・ 工場や倉庫などの建築物は開口部が少なく、大きな箱形の形状となりやすいことから、圧迫感を与えないような低彩度色を基本とするとともに、積極的な分節化によって、ヒューマンスケールの外観となるよう配慮しています。
- ・ 企業イメージを表すアクセント色は、主張しすぎないよう配置や面積などに配慮しています。
- ・ 敷地のフェンスは透過性が高く、外構の緑化が映える茶系やグレー系の低彩度色としています。

● 色彩基準・エリアらしさを伸長する色彩範囲

本エリアで多く用いられているグレー系の色彩を中心に、低彩度色を基本としています。斜面緑地など豊かな緑に接する敷地では、突出感を抑えるため、明度にも配慮し極端に明るい色彩は避けるようにします。また、外壁と屋根の色相をそろえるなど、各部の調和にも配慮することが必要です。

景観計画の色彩基準※1

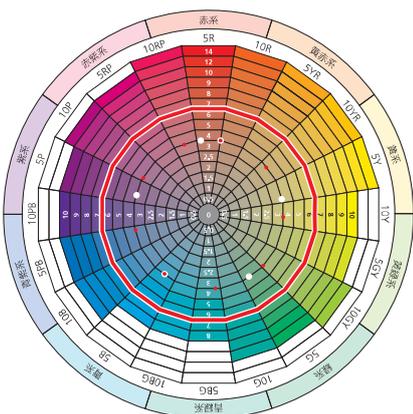
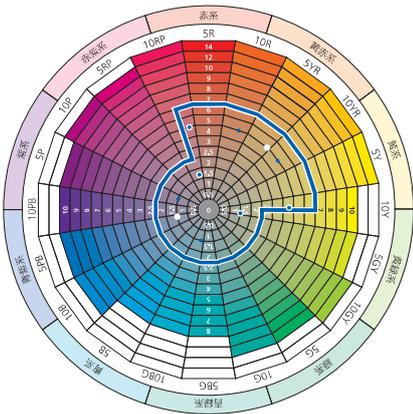
適用部位※1	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	—	6以下
	上記以外	—	2以下
建築物の屋根の基調色	全色相	7以下	6以下

エリアらしさを伸長する色彩範囲※2

色相	明度	彩度
R系～Y系	—	4以下
上記以外	—	1以下
全色相	7以下	3以下

※1 適用部位各面の1/5未満の面積には基準以外の色彩も使用できます。ただし、高さ10m又は3階以下のいずれか低い方で用いることを基本とします。

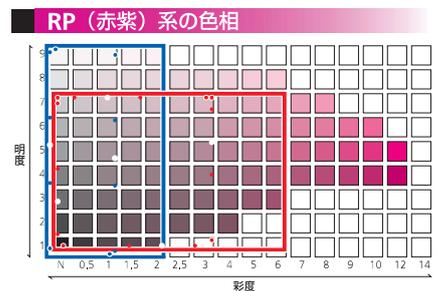
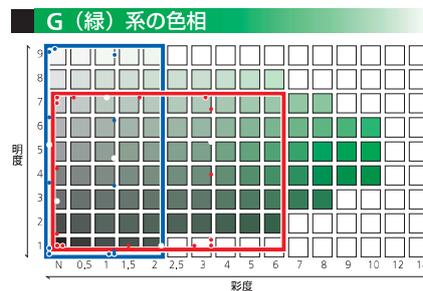
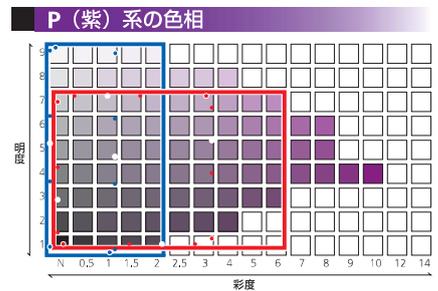
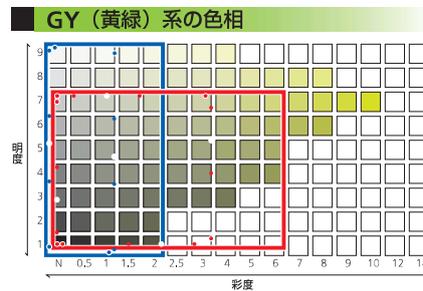
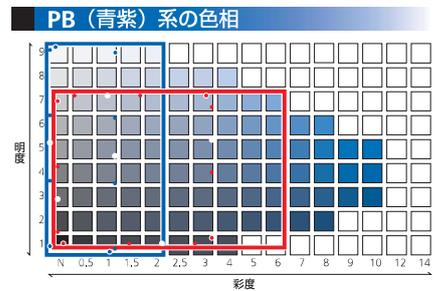
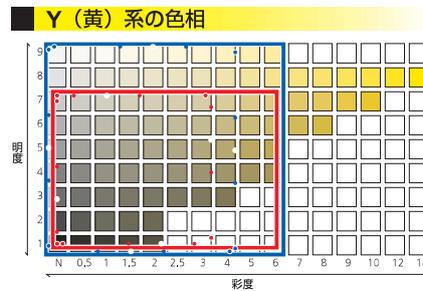
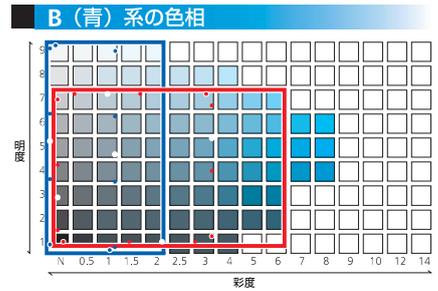
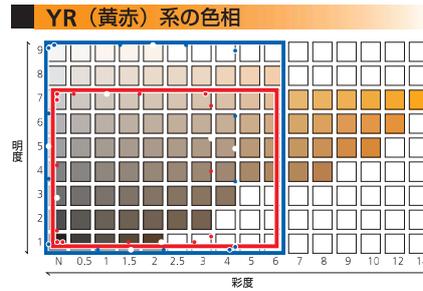
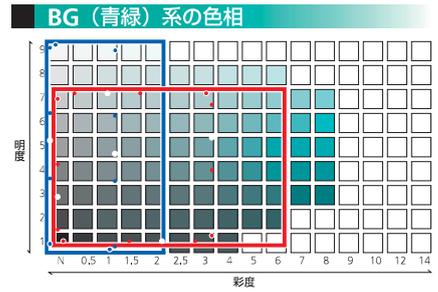
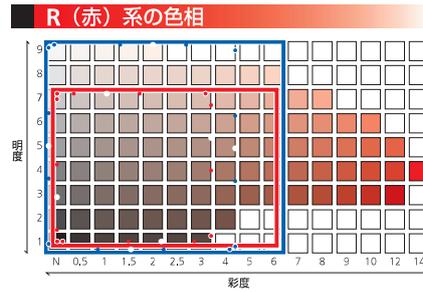
※2 色彩が与える印象は隣り合う色彩との関係で変化します。範囲内の色彩でも、個別の検討が必要です。



凡例

建築物の外壁・工作物の外装の基調色
 景観計画の色彩基準
 エリアらしさを伸長する色彩範囲

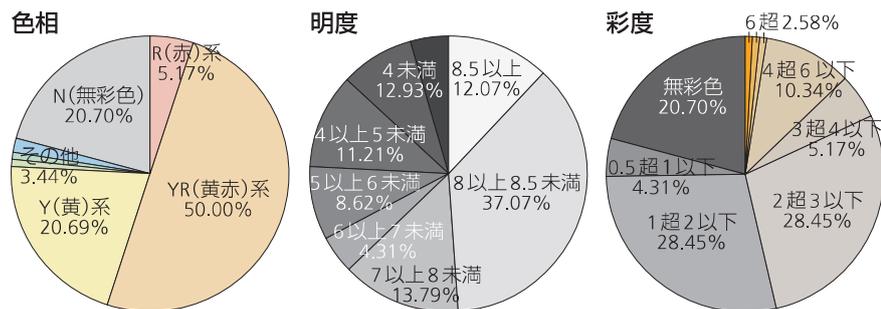
建築物の屋根の基調色
 景観計画の色彩基準
 エリアらしさを伸長する色彩範囲



(5) 新町地区景観形成重点区域の色彩

● 城下町としての風情が感じられる色彩景観の形成

- ・ **区域共通** 区域に蓄積された歴史や文化を継承し、伝統的な建材やそれに近い色彩の材料を用いるなど、景観のまとまりに配慮します。
- ・ **新町通り沿道** 歴史的な景観資源を活かすとともに、沿道景観としての連続性を創出するために、木材やいぶし瓦など地区の特徴的な材料やそれに類する色彩を用います。
- ・ **住宅地** 地区の歴史を伝える社寺や大きな樹木などの存在感が映え、歴史的なまち並みとしての一体感が感じられるよう、落ち着いた色使いを基本とします。



■ 図 新町地区景観形成重点区域における色彩調査の結果 (建築物の外壁色)

● 色彩基準に適合した色彩例 (上段の記号はマンセル値を、下段 [] 内は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表します。)

建築物の外壁の基調色

5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/1.5 [19-70C]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]
5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	10YR6.5/2.0 [19-65D]	5.0Y6.0/1.0 [25-60B]
5.0YR5.0/1.0 [15-50B]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	2.5Y5.0/1.0 [22-50B]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]
5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]

建築物の屋根の基調色

5.0YR4.0/1.0 [15-40B]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	2.5YR4.0/1.0 [22-40B]
5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]
5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	N4.0 [N-40]
10R2.0/1.0 [09-20B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	N2.0 [N-20]

● イラストによる色彩改善の例



色彩充実のポイント

- ・ 建築物には可能な範囲で伝統的な建材を用い、地区にふさわしい外観となるよう工夫しています。
- ・ 改修などにより歴史的な外観が見えなくなっている建築物は、往事の姿が感じられるように色使いなどを工夫しています。
- ・ にぎわいの中にも風情を感じられるよう、アクセント色には日本の伝統色を用いています。
- ・ 建築物の更新を行う際も、まち並みの連続性を維持するよう、門や塀の色彩・材料などに配慮します。

● 色彩基準・区域らしさを伸長する色彩範囲

本区域では、調査に基づき、木材や漆喰、いぶし瓦など、区域で伝統的に用いられてきた色彩を基本に基準を設定しています。伝統的な材料やそれに類する色彩を用いるとともに、外観のデザインも伝統的な建築物の要素を採り入れることなどに配慮します。

景観計画の色彩基準 ※1

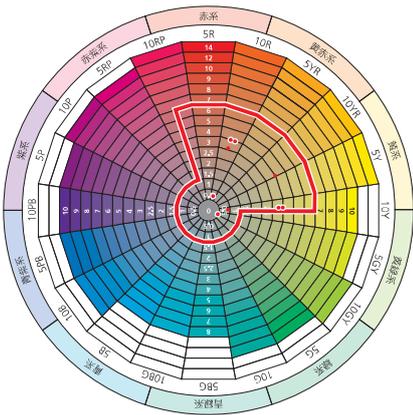
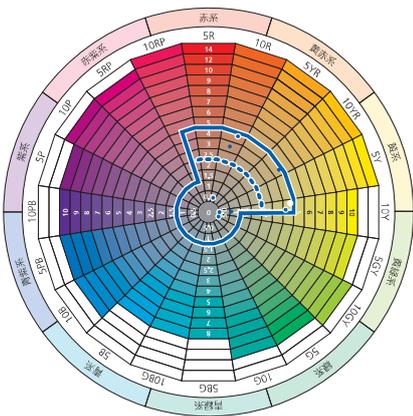
適用部位 ※1	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系～Y系	8以上 8未満	2以下 4以下
	上記以外	—	1以下
建築物の屋根の基調色	R系～Y系	7以下	6以下
	上記以外	—	1以下

区域らしさを伸長する色彩範囲 ※2

色相	明度	彩度
YR系～ Y系	7以下	4以下
	7以下	3以下

※1 適用部位各面の1/5未満の面積には基準以外の色彩も使用できます。ただし、低層部(2階以下)で用いることを基本とします。

※2 色彩が与える印象は隣り合う色彩との関係で変化します。範囲内の色彩でも、個別の検討が必要です。



凡例

建築物の外壁・工作物の外装の基調色

- 景観計画の色彩基準
- 区域らしさを伸長する色彩範囲

建築物の屋根の基調色

- 景観計画の色彩基準
- 区域らしさを伸長する色彩範囲



6 身近な色彩から考える景観

(1) 戸建低層住宅の色彩

佐倉市の建築物のなかで、最も数が多いのは戸建住宅です。戸建住宅は規模が小さく、色彩基準の対象とはなりません。数が多いため市街地景観の基調になります。小規模な戸建住宅の色彩にまで配慮することで、住む人のぬくもりが感じられるまち並みとなり、地域への愛着へとつながります。

● 戸建低層住宅の色彩景観の特性

- ・色相 YR 系～ Y 系、明度 7 以上、彩度 3 以下の穏やかな色調と豊かな植栽が、住宅地らしい安らぎを感じられる色彩景観を形成しています。
- ・自然・田園のエリアの漆喰や木材といった年月の積み重ねを感じさせる自然素材が多く使用されています。素材の性質上、漆喰の 2.5Y～5Y や木材の YR 系の色相が多くみられます。
- ・市街地エリアでは、屋根は洋瓦や化粧スレートなど多様なものがみられます。一部の住宅で和風の瓦もみられます。



■写真 自然に調和する住宅（上勝田）

● 戸建住宅の配慮事項

- ・屋根色は外壁との調和に配慮し、暖色系の低彩度色を基本とします。
- ・太陽光発電パネルなどを設置する場合は、屋根面との調和に配慮し、違和感のないように収めます。
- ・落ち着いた暖色系の低彩度色を基本とします。まち並みから突出する鮮やかな色彩やモノトーンなど対比の強い配色は避けます。
- ・複数の色彩を使用する場合は、色相を出来るだけ揃えます。
- ・色彩や素材・外構の意匠などは周辺の特徴的な要素を継承します。
- ・低層階に明度の低い色彩や、表情豊かな素材を用います。

● おすすめの色彩の例

建築物の外壁の基調色

10R8.0/2.0 [09-80D]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]	5.0Y9.0/1.0 [25-90B]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	2.5Y7.0/1.0 [22-70B]	2.5Y7.5/1.5 [22-75C]
10R6.0/1.0 [09-60B]	5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	10YR6.5/2.0 [19-65D]	2.5Y6.0/1.5 [25-60C]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]
5.0YR5.0/1.0 [15-50B]	5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	2.5Y5.0/3.0 [25-50F]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]

建築物の屋根の基調色 自然・田園のエリアで推奨

5.0Y5.0/1.0 [25-50B]	2.5YR5.0/3.0 [22-50F]	10YR3.0/0.5 [19-30A]
5.0YR4.0/1.0 [15-40B]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	5.0YR3.0/1.0 [15-30B]
7.5YR4.0/3.0 [17-40F]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	N3.0 [N-30]
10R3.0/2.0 [09-30D]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]	N2.0 [N-20]

● 戸建住宅の配色例

- 5.0YR3.0/1.0
● 5.0YR6.0/1.0
- 10YR3.0/0.5
● 10YR8.0/1.0
● 10YR4.0/2.0
- N3.0
● 2.5Y6.0/1.0
- 5.0Y4.0/0.5
● 5.0Y8.0/0.5
● N3.0
- 7.5YR5.0/2.0
● 7.5YR8.0/2.0
● 10R3.0/3.0
- 2.5YR5.0/1.0
● 2.5Y8.5/1.0
● 5.0Y4.0/4.0

(2) 屋外広告物や設備機器等の色彩

小さな工作物の色彩も、色彩景観に影響を与えます。以下に紹介する工作物は、まちなかで繰り返しまられる、人の印象に残りやすい要素です。小さなものであっても景観の一部を作っているという意識をもち、色彩などにまで配慮することにより、まち並みに連続性が生まれます。

● 屋外広告物の色彩

- ・屋外広告物は店の顔であるため、外観を構成する要素の中でもより注目を集めます。
- ・目立つことのみを目的にデザインするのではなく、建築物や周辺地域の特徴を配慮して大きさ、素材、色彩を選択することにより、地域一体となった店舗のアピールが可能になります。
- ・駅前など歩行者が多い場所では、素材にこだわった小さな広告物を低層部に設置することなどが考えられます。
- ・広告物の周辺に植物の彩りを添えることで、見る人に対してより親しみを与えることができます。



■写真 金属を活用した看板 (表町)



■写真 自然素材を活かした看板 (市外)



■写真 素材感で品を出した看板 (市外)

● 自動販売機の色

- ・自動販売機の色は鮮やかな赤や青が大半ですが、近年は景観に配慮した色彩もみられます。
- ・目立たせたい景観資源を引き立てる色や、設置場所の背景色を基本に選定します。
- ・清涼飲料業界が景観対応色に定めた 5.0Y7.5/1.5 も参照ください。



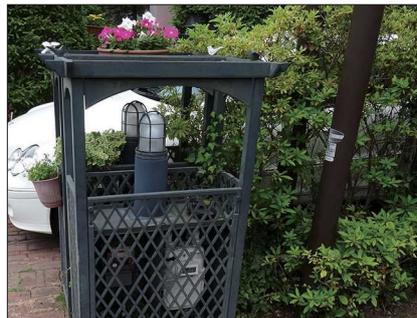
■写真 武家屋敷前の自販機 (宮小路町)



■写真 景観対応色の自販機 (市外)

● 外構や付属工作物の色彩

- ・設備機器類やごみ置場、柵などの色彩は、あまり目立たせたくない要素です。まずは配置を工夫し、見えにくくします。
- ・色彩は、落ち着いた暖色系低彩度色や、設置場所の背景色を基本に選定し、植物の彩りが一段と映えるよう配慮します。



■写真 緑に馴染む設備機器 (染井野)



■写真 樹木が引立つ柵 (西御門)

佐倉市色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Sakura City



発行

佐倉市 都市計画課

〒 285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97

tel.043-484-6163

fax.043-486-2506

URL <http://www.city.sakura.lg.jp/>